

令和6年度届出に係る提出書類について

令和6年度は、申請する事業所数等によって、提出する計画書の様式を選択することができます。

以下をご参照ください

様式	対象事業者（事業所）	一括で作成可能な事業所数等
①別紙様式2	以下②、③以外の事業者	・100事業所まで ※最大1200事業所まで対応した様式は厚生働省HPに掲載されていますので、そちらを使用してください。
②別紙様式6 (小規模事業者用)	一括で申請する 事業所数が10以下 の事業者	・10事業所まで
③別紙様式7 (新規事業所用)	令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から 新規に 処遇改善加算を算定する事業所	・1事業所まで ・6月以降に 新加算Ⅲ又は新加算Ⅳを算定する場合のみ 活用可。

※②、③の対象事業所に当てはまる場合でも、①の様式での届出が可能です。

(1) 提出書類

必須	・令和6年度介護職員等処遇改善加算等届出に係る提出書類について
①により提出する場合	・総括表（別紙様式2-1） ・個票（令和6年4・5月分）（別紙様式2-2） ・個票（令和6年6月以降分）（別紙様式2-3） ※個票（別紙様式2-4）は、現時点で、令和6年度の途中に新加算の加算区分の変更を行う予定がある場合のみ提出してください。
②により提出する場合	・総括表（別紙様式6-1） ・事業所個票（別紙様式6-2）
③により提出する場合	・処遇改善計画書（別紙様式7-1）

【賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合】

- ・特別な事情に係る届出書（別紙様式5）

※経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字の状況で、事業の継続を図るため、介護職員の賃金水準を引き下げざるを得ない場合に提出してください。

【市から求めがあった場合】

以下の書類については、求めがあった場合に提出することとなっておりますので、整備・保管を徹底してください。

- ① 就業規則及び賃金規程
- ② 職員の職責、職務内容に応じた任用要件及び賃金体系
- ③ 昇給の仕組みについて明文化した書面
- ④ サービス提供体制強化加算等、必要な加算を取得していることが分かる書類（受付済みの届出書の写し等）

(2) 八女市ホームページへの様式等の掲載

八女市では、様式データの他、加算に関する資料を以下のホームページに掲載しています。国からの通知やQ&A等、最新の情報を掲載いたしますので、必ず御確認ください。

【ホームページ掲載場所】

ホーム> 組織から探す> 健康福祉部 > 介護長寿課 > 介護サービス係 > 事業者のみなさんへ

> 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について

> 令和6年度介護職員処遇改善加算等の届出方法のご案内